

宮城県保健福祉部

1. 介護医療機関の指定

[指定事業種類] 訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

2. 生活保護法指定医療機関

宮城県大崎保健所

1. 介護医療機関の指定

[指定事業種類] 涌谷町・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

2. 生活保護法指定医療機関

当院は保険医療機関として指定されており、下記の施設基準を東北厚生局へ届出しています

施設基準

1. 精神病棟入院基本料 15 対 1 入院基本料 3 棟 173 床

看護職員配置 15:1

2. 看護補助加算 2

入院患者 50 に対しその端数を増すごとに 1 に相当する数以上配置しています。

3. 薬剤管理指導料

医薬品情報室を有し、薬剤師が入院患者ごとに作成した薬剤管理指導記録により適切な患者指導を行っています。

4. 入院時食事療養 I

医師の発行する食事箋に基づき管理栄養士が管理する食事を適時、適温で提供し十分な栄養指導を行っています。

5. 精神科デイケア・ショートケア（小規模）

社会生活機能の回復を目的とし、医師及び、専従する 2 人の精神保健福祉士又は、看護師を配置しています。

6. 医療保護入院等診療料

常勤の精神保健指定医を配置し医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限とするための必要な委員会を設置しています。

施設基準

当院は、精神病棟入院基本料 15 対 1 を届け出ております。

看護職員（看護師及び准看護師）の時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 20 人以内です。
- ・ 夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 朝 7 時 15 分～朝 9 時及び夕方 5 時～夕方 6 時 30 分までの時間帯は看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）の 3 人が勤務しています。

◎Ⅰ病棟では、1日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 20 人以内です。
- ・ 夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 朝 7 時 15 分～朝 9 時及び夕方 5 時～夕方 6 時 30 分までの時間帯は看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）の 3 人が勤務しています。

◎Ⅱ病棟では、1日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 20 人以内です。
- ・ 夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 朝 7 時 15 分～朝 9 時及び夕方 5 時～夕方 6 時 30 分までの時間帯は看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）の 3 人が勤務しています。

◎Ⅲ病棟では、1日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 9 時～夕方 5 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 20 人以内です。
- ・ 夕方 5 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 27 人以内です。
- ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人が担当する人数は 30 人以内です。
- ・ 朝 7 時 15 分～朝 9 時及び夕方 5 時～夕方 6 時 30 分までの時間帯は看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）の 3 人が勤務しています。